

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ IMF理事会、IMF保有金の一部処分に係る手続細目を採択

IMF理事会は5月5日、昨年8月末および本年1月上旬の暫定委員会における合意(注1)に基づき、基金保有金の一部処分に係る手続細目を採択した。これによって基金保有金の1/4に当る50百万オンス(注2)が、本年6月以降4年間にわたり市場売却(25百万オンス)および加盟国に対する返却(25百万オンス)を通じて処分されることとなる。

##### (1) 市場売却

合計25百万オンスのうち12.5百万オンスを今後2年間8回にわたり市場で競売する(第1回売却6月2日)。残り12.5百万オンスの売却計画については本2年間の金売却終了前に決定される予定である。

なお、協定改正発効前の金売却については、現行協定第7条第2項の不足通貨補充条項に基づきIMFがまずIMF債権国(スーパー・ゴールド・トランシェ・ポジション国)に1オンス35SDRで金を売却、次に同債権国が新設された信託基金にこれを同価格で売却し、さらに信託基金の受託者であるIMFが市場で売却するといった手順により行われる(改正協定発効後は基金が直接市場に売却することが可能)。

また、金売却益のうちその約7割が信託基金の原資に充当され、残り約3割が発展途上国に対し1975年8月31日現在のクォータ・シェアに応じて配分される。

##### (2) 加盟国に対する返却

今後4年間にわたり、毎年1回、1オンス35SDRの公定価格により、1975年8月31日現在の加盟国に対し同日のクォータ・シェアに応じて返却する(第1回目の返却は金競売開始後約6か月後)。

(注1) 50年10月号および51年2月号「要録」参照。

(注2) 基金保有金の残り100百万オンスについては改正協定に基づき、85%の多数決により返却、売却いずれも可能。また、売却益は①基金一般取引、無償増資、②低所得国に対する国際収支援助等のために利用、③発展途上国への直接移転、④IMFの経費捻出のための投資、などに充当しうる。

#### ◇ IMF理事会、信託基金設立を採択

IMF理事会は5月5日、本年1月上旬の暫定委員会での合意に基づく発展途上国との国際収支難の援助を目的とした信託基金(Trust Fund)設立に関する決議事項を

採択した。本信託基金の概要は次のとおり。

##### (1) 原資

金売却益、きょ出金、借入金、投資収益等。

##### (2) 借入適格加盟国

1973年1人当たりGNPが300SDR以下の国(61か国)が該当)。ただし1978年1月1日までに見直しを行う。

##### (3) 資金配分

4年間を2年ずつ(1976年7月1日~78年6月30日と78年7月1日~80年6月30日)の2期に分けた上、金売却益・投資収益等による原資を有資格国に対し、75年12月31日のクォータ比率により、いずれかの期ないし両期に貸付。

##### (4) 利用資格条件

第1クレジット・トランシェ引出しに適用される条件の基準を満たすこと。

##### (5) 利用の必要性の査定

信託基金の受託者であるIMFによって、国際収支の必要上、利用することが正当と認められることが必要。本査定はクレジット・トランシェ引出し等と同様国際収支、外貨準備の現状と見通しを基準として行われる。

##### (6) 貸付条件

金利は年利0.5%(半年利払)、期間は10年間、SDR建により貸付ける。5年据置き後、半年ごとの均等分割返済。ただし、第1回目の実行後5年以内に返済条件の見直しを行う。

#### ◇ 第47回OPEC総会の開催

第47回OPEC(石油輸出国機構)総会は、5月27、28日の両日インドネシアのバリ島で開催され、加盟13か国の代表が参加した。

今次総会の焦点は、①本年7月1日以降の原油価格改定、②油種間価格差調整(いわゆるプレミアム調整)、③本部(現在ウィーン)移転、の三つであったが、結局①については原油価格を当面凍結する一方、②、③については今後引き続き検討することで合意された。

今次総会で石油価格据置きが決定されたのは、①世界景気が回復傾向にあるとはいえ、依然重質油を中心に値引きが行われているような需給状態にあり、価格差調整方式で合意が得られない段階では、値上げは困難との経済実態面の判断に加え、②開催中の第4回UNCTAD総会や6月パリで開催予定の国際経済協力会議におけるOPECの政治的立場を考慮せざるを得なかったためとの見方が多い。もっとも、価格凍結の期間が明示されていないのみならず、共同コミュニケでも今後値上げの用意

がある旨強調されていることなどから、石油価格問題は依然流動的で今後の成行きが注目されている。なお、次期総会は、本年12月15日ドーハ(カタール)で行われる予定。

#### ◇第4回 UNCTAD 総会の開催

第4回 UNCTAD(国連貿易開発会議)総会が5月5日から31日まで、ナイロビ(ケニア)において124か国の代表が参加して開催された。

本会議では、発展途上国側が主張する一次產品価格安定のための共通基金設置と、累積債務のたな上げ等一括救済措置の2点が議論の焦点となったが、このうち前者については、先進国側の足並みの乱れと一部発展途上国の強硬な態度等から最後まで紛糾、結局、共通基金設立を検討するための準備・交渉会議を開くことで妥協が成立した。しかし、共通基金の代案として米国が提案した「国際資源銀行」構想は投票採決に付された結果、発展途上国強硬派と共産圏諸国の反対により否決された。また、累積債務問題については、個別ケースごとに債務救済の検討に応ずるという先進国側の主張がほぼ貫かれた。

本会議において採択された決議(13項目<sup>(注1)</sup>)のうち、主なものは次のとおり。

#### 1. 一次產品問題

一次產品に関する総合計画<sup>(注2)</sup>については、共通基金設立のための交渉会議を77年3月までに開き、同会議のための準備会議を本年9月までに開催する。この準備会議では、共通基金の目的、財源、運営方法などを検討する。

個別の商品協定を検討する準備会議を本年9月以降開催し77年2月までに作業を終了する。この会議では、総合計画達成のための個別的問題および技術的方法などを検討する。この準備会議のあと、78年末までに商品別の交渉を終了する。

#### 2. 債務累積問題

先進国は、発展途上国(特にLLDCおよびMSAC諸国)の債務累積問題を救済するため個別の要請に応じて検討を行う。また、本年末までに、過去の債務救済のケースなどを検討する会議を開き、77年のUNCTAD閣僚会議にその問題点を報告するとともに、この作業を助けるための政府間専門家会議を開く。

#### 3. 発展途上国の技術向上

技術移転に関する行動規範(cord)についてはその草案作成にあたる政府間専門家会議をUNCTAD内に設け、同専門家会議は77年半ばを目標にその作業を終了する。

また、発展途上国の技術向上を図るために技術移転セ

ンターを各地域に設立する。

#### 4. 発展途上国の貿易促進

ガット東京宣言(73年9月)に従い、関税および非関税障壁の撤廃、特恵対象品目の拡大等により発展途上国の製品・半製品の輸出市場を広げる。さらに比較優位産業の移転等により発展途上国の工業化を促進し、また発展途上国の経済開発に悪影響を与えるような制限的商慣行を規制するための原則を検討する。

多国籍企業の活動については、現地生産の拡大・現地資本参加の強化等を図る一方、発展途上国の輸出を阻害する活動を規制する措置をとる。

また、東南貿易については、東欧諸国と発展途上国との貿易を促進し、先進国もこれに協力する。

(注1) 採択された決議は以下の13項目。

- (1)一次產品総合プログラム、(2)多角的貿易交渉、(3)製品・半製品、(4)多国籍企業、(5)技術能力強化、(6)特許、(7)技術移転コード、(8)債務問題、(9)発展途上国間協力、(10)最貧困(LLDC)、(11)コモロ諸島救済、(12)東南貿易、(13)機構

(注2) 74年の第6回国連特別総会で発展途上国側から提案され、その後UNCTADのコレア事務局長を中心とまとめられた構想(コレア構想ともいわれる)で、発展途上国と先進国との経済的不均衡は正、発展途上国の生産能力強化および輸出所得増大等を目標としている。具体的には銅、綿花、木材、コーヒー等一次產品(18品目)の緩衝在庫創設、政府および民間の中・長期取引契約および貿易・生産面での多角化等の措置と、それを資金的に裏付ける共通基金(60億ドル、当面30億ドル)の設立などを柱としている。

## 米州諸国

#### ◇米国議会、77年度予算目標等に関する初の合同決議を可決

米国上下両院は5月12日(上院)および13日(下院)において、77会計年度(76年10月1日~77年9月30日)の予算目標等に関する第1次合同決議(first budget resolution)を可決した。この決議による次会計年度予算目標額は、歳出4,133億ドル、歳入3,625億ドルとなっており、大統領提案予算(予算教書ベース、2月号「要録」参照)に比べ、歳出は191億ドル、歳入は112億ドル上回っている。なお、本議会決議は「74年予算制度改革法」(49年7月号「要録」参照)に基づき77年度予算の審議から新たに議会に義務付けられた手続きであり、議会の個別予算法の審議過程における大わくを示すものである。本決議は本年9月に予定される第2次合同決議(second budget resolution)において見直しが行われた上、議会予算として正式に成立することとなっている。

#### ◇米国連邦公開市場委員会、議事録公表時期繰上げ等を発表

連邦公開市場委員会(FOMC)は、5月24日、議事録

公表時期繰上げなどにつき下記の発表を行った。

1. 従来、連邦公開市場委員会開催日の約45日後に行われていた議事録の公表を、今後は次回の月例委員会開催日の2~3日後に公表する。同委員会は、通常4週間ごとに行われるため、議事録の公表は当該委員会開催日の約30日後(注)となる(5月18日の連邦公開市場委員会で決定)。
2. 今後は R P D(reserves against private nonbank deposits, 民間一般預金対象準備)の増加目標レンジを議事録において公表することを取りやめる。なお、M<sub>1</sub>、M<sub>2</sub>等他のマネーサプライ諸指標の公表は従来どおり(3月29日の臨時連邦公開市場委員会で決定)。

(注)これまでの議事録公表時期は次のとおり。

1967年央まで: 連邦準備制度の年次報告書に掲載(前年末までを翌年央に発表)

1967年央~75年初: 当該委員会開催日の約90日後

1975年初~76年4月: 当該委員会開催日の約45日後

#### ◇米国、国際収支統計の作成方法を改訂

米国政府は5月16日、「国際収支統計に関する諮問委員会(Advisory Committee on the Presentation of Balance of Payments Statistics)」の勧告に基づき、最近における国際通貨制度の変化に対応することなどを目的として、米国の国際収支統計の作成方法を76年第1四半期以降改訂する旨発表した。主な変更点は次のとおり。

- (1) 純流動性収支、公的決済収支、基礎的収支等従来の総合的国際収支じり計数は、広範化したフロート制のもとでは米国の対外ポジションに関する判断を誤らせることになりがちであるため、作成・公表を取りやめる。
- (2) 貿易収支、経常収支については摘要(memoranda)として発表するにとどめる。
- (3) 従来の統計では、資本取引を流動性資本(liquid capital)と非流動性資本(non-liquid capital)とに区分していたが、この分類は実体を必ずしも適切に表わさないため、作成・公表を取りやめる。
- (4) 資本取引の主体を公的当局とその他とに可能な限り明確に区分する。

## 歐 州 諸 国

#### ◇EC、イタリアに対し短期信用供与を決定

1. EC中央銀行総裁会議は5月11日、EC短期信用供与制度(注)を発動し、イタリアに対し概要以下の要領で短期信用を供与する旨決定した(実施日は未詳)。本制度

によるイタリア向け短期信用供与は、74年3月(15.6億UC)に次いで2回目である。

(1) 金額……4億UC。

(2) 期間……3か月。ただし、3か月の更新が1回限り可能。

(3) 信用供与方式……EC加盟国中央銀行とイタリア銀行間のスワップ。

(注) EC加盟国中央銀行が借入れ申込中央銀行に対しあらかじめ定められた一定限度まで短期信用を供与する制度で、70年2月EC中央銀行間協定として成立、73年12月欧州通貨協力基金(FECOM)の下に統合され現在に至っている。現在各國の与信限度額ならびに受信限度額は次のとおりである(単位億UC)。

	与信限度額	受信限度額*
西 ド イ ツ	12	6
フ ラ ン ス	12	6
英 國	12	6
イ タ リ ア	8	4
オ ラ ン ダ	4	2
ベルギー・ルクセンブルグ	4	2
デ ン マ ー ク	1.8	0.9
ア イ ル ラ ン ド	0.7	0.35
計	54.5	27.25

\*このほか特別借入わく(1国当たり限度15億UC)の利用が可能(ただし他の全加盟国との承認が必要)。

2. ECはすでにイタリアに対し、中期信用1,159.2百万UC(約13億ドル、期間4年、74年3月からの短期信用が同年12月に切換えられたもの<49年12月号「要録」参照>)および中・長期信用約10億ドル(期間3年7か月~7年、76年3~4月実施<4月号「要録」参照>)を供与しているが、今回さらに短期信用を供与することとしたのは、イタリアの国際収支がこのところ著しく悪化しており、リラ相場も低迷している状況にかんがみ、ECの結束維持にとってイタリア経済への一層の支援が必要と判断したためと受けとめられている。ちなみにコロンボ・イタリア蔵相は、「今次決定は、5月11日にBISがイタリア銀行に対し総額6億ドルのクレジットラインを設定したこと、また先般為替管理を強化したこと(「要録」別項参照)等と相まってイタリアの対外ポジション改善に役立とう」とコメントしている。

#### ◇英國、IMF第1次クレジット・トランシェの引出し

英國政府は5月4日、IMFから5月中に、7億SDRの第1次クレジット・トランシェを引出す旨発表した。これにより、昨75年12月31日にIMF理事会で承認された対英与信総額17億SDRのうち、これまでに未引出となっていた残余分全額が引出されることとなった(既往引出は、1月23日のオイル・ファシリティーからの10億SDR<50年12月、51年2月号「要録」参照>)。

今回の引出しは、3月以降のポンド相場急落に対処して英蘭銀行が多額のポンド買い介入を実施したことか

ら、外貨準備が低水準に落込んだため(3、4月中の外貨減少額は約22億ドル、76年4月末残高48.48億ドル)これを補強するために実施されたものとみられている。

なお、本件借り入れ条件は次のとおり。

期間	最高5年
金利	1年以下
	4.0%
	1年超2年以下
	4.5%
	2年超3年以下
	5.0%
	3年超4年以下
	5.5%
	4年超5年以下
	6.0%
返済方法	原則として3年目、4年目、5年目に各 1/3ずつの均等返済

#### ◇英国政府、第2次賃金抑制策に関し労働組合評議会(TUC)と合意

1. 英国政府は5月5日、現行賃金抑制策期限終了後本年8月1日からの向う1年間に実施する第2次賃金抑制策の内容に関し、労働組合評議会(TUC)との間で合意が成立した旨発表した。その具体的な内容は次のとおり。

##### (1) 賃金抑制策の内容

イ. 本年8月1日以降77年7月末までにおける賃金上昇率は最高5%とする。ただし、週当り賃金上昇額の最高は4ポンドを限度(注1)とし、上記5%相当額が週当り2.5ポンドに満たない場合には、週当り2.5ポンドまでの賃上げを認める。この結果、平均賃金上昇率は4.5%(注2)となる。

(注1) 現行賃金抑制策(実施期間:75年8月1日~76年7月末)では、年収8,500ポンド以上の所得者は賃上げが認められないが、今次抑制策では週当り4ポンドまでは認められることとなる。

(注2) 景気回復に伴う仕事量の増大等を勘案した実際の稼得ベースでは5.5~6.5%の上昇となり、また小売物価への影響は、77年末までに+2%と見込まれている。

ロ. 賃上げの形態は、現行方式と同様、付加給(pay supplement)によるものとし、基準賃金の引上げは行わない(賞与、時間外手当等へのねかえりを回避するため)。

ハ. 現行規制と同様、例外条項を設けず一律に適用される。

ニ. 引続き自主規制とするが、政策の実効を期すため現行規制に含まれている制裁措置は継続する(50年8月号「要録」参照)。

ホ. 現行価格規制(price code)は、企業の投資活動促進に資するべく修正を施したうえで、継続実施する(50年8月号「要録」参照)。

ヘ. 現行の配当増加規制(75年7月1日以降10%)を継続する。

##### (2) 財政措置の内容

イ. 今回の合意はインフレーション対策としての要件を満たしていることから、先の予算演説において「3%の賃上げ」を条件に提案した減税措置は、これを修正することなく完全に実施する(5月号「要録」参照)。

ロ. 次の措置を実施するが、これに伴う政府支出は予備費より充当する。

(イ) 本年11月に予定されていた学校給食費の値上げの取りやめ(総額35百万ポンド)。

(ロ) 労働力供給委員会(Manpower Services Committee)による企業内職業訓練計画の拡充(総費用15百万ポンド)。

2. 上記第2次賃金抑制策は、TUC一般委員会において圧倒的多数(25対5、現行政策票決時19対13)で可決されたものであるが、実施に至る段取りとしは6月16日に予定されるTUC臨時総会での正式承認を要することとされている。

なお、今回合意をみた賃金政策の内容について、英國産業連盟(CBI)は中間管理者に対する配慮が不十分であるなどの問題点を指摘しつつも、「これにより、英國のインフレ率は競争相手国のそれに近づくことになる」と評価している。

3. なお、価格規制に関しては、政府はその継続実施を決めながらも、「究極的な政策目標は高賃金(high wage)、高生産(high output)、および高雇用(high employment)を保証する経済の実現にあり、これに資するよう民間企業の収益力を強化するため、現行の価格規制を修正しなければなるまい」(キャラバン首相)とし、現行規制の修正を政府、CBIおよび小売業協会(Retail Consortium)間で協議中である。

#### ◇英国、ノルウェーとのフリッグ・ガス田開発に関する協定に調印

1. 英国政府は5月10日、ノルウェー政府との間で、両国領域にまたがるフリッグ・ガス田(Frigg gas field)(注)の開発に関する正式協定に調印した。本協定は、同ガス田における管轄区域、生産、輸送および課税等の事項を内容とするものである。

その骨子は次のとおり。

(1) 開発企業(現在8社)の生産計画は、両国政府の承認を要する。

(2) 産出ガスはすべてスコットランドに輸送され、国有企业である英國ガス公社(British Gas Corporation)が独占的に購入する。

- (3) 産出ガスの両国の配分比率は、両国におけるガス埋蔵量に基づき別途定める。ただし、生産開始時までに両国のガス埋蔵量の推定につき合意がみられない場合は、とりあえず、上記配分比率は折半とし、合意の段階で生産開始時にそとして両国に配分を調整する。
- (4) 産出ガスの両国への配分比率は、①4年ごと、あるいは②ガスの確認埋蔵量が大幅に増加した場合に修正が行われる。

(注) 同ガス田全体の推定ガス埋蔵量は75,000億立方フィート。両国の大管轄区域における埋蔵量については、現在推定作業が進められているが、上記量のうち英國区域45~50%、ノルウェー区域50~55%とみられている。

生産は、英國区域では1977年から開始の予定であり、ノルウェー区域においてはその後1年以上遅れるものとみられている。

2. 本協定は昨75年12月、ノルウェーのオスロにおいて両国間で交渉が開始されて以来5ヶ月で調印に至ったものである。その意義については、「海中ガス田に関する最初の国際的協定(the first international unitization agreement)」であり、英國ガス公社の開発計画の基盤となるもの」(ファイナンシャル・タイムズ紙)とされている。

#### ◆英國、株式投資機関の設立を発表

1. 英国の「株式投資機関に関する作業委員会(The Working Party on Equity Capital for Industry)」(注1)は5月13日、去る4月26日に創設された株式投資機関の具体的な内容について以下のとおり発表した。

- (1) 新設機関の名称…Equity Capital for Industry(略称ECI)
- (2) 資本金…50百万ポンド(注2)
- (3) 事業内容…現在の資本市場での資金調達が困難な企業の株式あるいは転換社債の購入
- (4) 融資対象企業…主として製造産業における中小企業で、適正な商業マージンを確保しうる見込みのあるもの(注3)。

(注1) 同作業委員会は1975年10月15日、保険会社、年金基金、投資信託会社等主要機関投資家が、英蘭銀行および産業金融会社(Finance for Industry)の協力を得て設立したもの。

(注2) 機関投資家の出資比率は次のとおり。

保険会社(生保を含む)	.....	17百万ポンド
年 金 基 金	.....	17 "
投 資 信 託	.....	8 "
ユニット・トラスト	.....	4 "
産 業 金 融 会 社	.....	4 "

(注3) 融資対象適格要件は理事(the Directors)により別途定められる。

2. 上記作業委員会は75年10月15日以来、「企業の株式発行による資金調達ルートを拡大するため、既存の資本市場機構を補完するものが必要かどうか、また、必要であればどの程度の規模のものが適当か」につき検討を進

め、本年5月13日、上記の構想を発表するに至ったものである。株式投資機関創設の必要性については、一部に「Cityにおける株式発行による資金調達メカニズムは十分機能しており、新たな組織を設けるには及ばないと考えているため出資は行わない」(大手保険会社のSun Life Assurance)との意見もあるが、出資割当てを受けた機関投資家の多くは協力的と伝えられる(なお本機関の機能開始は6月21日までに最低30百万ポンドに上る応募があることを条件とする旨定められている)。

#### ◆英蘭銀行、エドワード・ペーツ・アンド・サンズ社(マーチャント・バンカー)に対する支援措置を発表

1. 英蘭銀行は5月17日、ロンドン証券取引所の上場を停止されたエドワード・ペーツ・アンド・サンズ社(Edward Bates and Sons(注))に対し、同社の大口出資者であるファースト・アラビアン・コーポレーション(First Arabian Corporation)と共同で、預金払い戻し資金の必要に備え、援助(stand-by loan facilities)を与えるとの方針を明らかにした。

(注) 同社は、中東筋からの大口出資(サウジ系のファースト・アラビアン・コーポレーションが株式の25%を保有し、さらに15%のオプションで株式を保有できる権利)を受入れた最初のマーチャント・バンカーであり、1973年には、英蘭銀行より外国為替公認銀行(authorized bank)の認定を受けた。(ただし引受商委員会<Accepting Houses Committee>には未加盟。)

なお、総資産は、68.3百万ポンド(75年3月末)と小規模であり、ユーロ市場、外國為替市場での取引量も少ないことから仮りに同社が最終的に行きつまった場合でも、その市場に対する影響は問題になるまいとの見方が一般的である。

2. 同社のロンドン証券取引所における上場停止は、株価の急落(5月7日34ペニス→13日20ペニス)を理由とする自らの申請に基づくものであるが、その背景として、業容拡大を目指した不動産投資および船舶金融の両分野での積極策が裏目でた点を指摘する向きが多い。

#### ◆英国、労働党と労働組合評議会の新「社会契約」に関する基本的合意成立

1. 英国労働党および労働組合評議会(TUC)は5月24日、明1977年8月1日以降1979年末までの期間における新「社会契約」の導入について、基本的合意に達した旨発表した。その概要は、「今後3年間における政策優先順位の問題」("The Next Three Years and The Problem of Priorities")と題するドラフト・ステートメントにまとめられており、骨子は以下のとおり。

- (1) 雇用促進政策…完全雇用の達成を図る(注1)。
  - 1. 失業の多い地域における雇用造出のため新たに企業補助金を支給する。
  - 2. すべての新卒者(注2)が雇用、職業訓練あるいは上

級教育への進学のいずれかの機会を得られるようになる。

(2) 産業政策…製造部門投資の量的拡大および質的改善を図る。

イ. 向う3年以内に、政府と主要企業100社との間で計画協定(Planning Agreements)(49年9月、50年9月号「要録」参照)を締結することを目標とする(注3)。

ロ. 投資を刺激し、また投資の循環的変動を抑えるため投資準備基金(an investment reserve fund)を創設する(注4)。

ハ. 国家企業公社(National Enterprise Board)に対し、少なくとも年10億ポンドの資金を提供する(注5)。

ニ. 製造産業に対する円滑な資金供給を行うため金融制度の整備を図る。具体的には、銀行、その他大規模金融機関の国有化(注6)および英蘭銀行の機能(role)の大幅な改革等が必要である。

(3) 國際收支対策

選択的輸入規制を今後も実施する。

(4) 物価対策

イ. 値格規制(Price Code)の差当って1年間(76年8月1日以降)の継続が望ましい。

ロ. 独占あるいは寡占の部門における物価対策を重視する。

ハ. 食料補助金制度の継続を優先する(注7)。

(5) 社会的公平促進策

富裕税(a wealth tax)(49年9月号「要録」参照)の速やかな導入を図る。

(6) 環境、住宅政策

イ. 都市再開発を重視する。

ロ. 地方公共団体の住宅政策の見直しを行う。

2. この新「社会契約」は、73年労働党とTUCの間で合意をみ、74年9月のTUC年次総会で傘下労組の支持を得た「社会契約」(49年8月号「要録」参照)のあとを受けるものである。現段階は、未だ大筋についての合意にとどまっており、従って、今後さらに、労働党・TUC間で細部にわたり協議を続けたうえ、9月のTUC年次総会および10月の労働党大会で最終的に諾否が決定される見通しだある。

(注1) 今次予算演説(4月6日、ヒリー蔵相)では、「1979年末の失業率を3%にまで引き下げることを目標とする」と述べられている。

(注2) 学校卒業者は年30万人程度とされている。

(注3) これまでに政府との間で計画協定を締結した企業は5月21日現在、民間企業8社、国有企业3社。

(注4) 同基金には、企業収益の一部が積立てられる。

(注5) 産業法1975年版(Industry Act 1975)において、国家企業公社の投資資金の規模は最高10億ポンドを限度とすると定められている(50年3月号「要録」参照)。また、本年2月発表の「中期

財政支出白書(Public Expenditure to 1979-1980)」では、同公社の資金規模は75年度0.5億ポンド、76~79年度各2.25億ポンドと計上されている。

(注6) もっともレーバー・ランカスター公領相(ウイルソン前首相の経済顧問)は5月18日、議会において、「政府は、銀行、保険会社等の国有化構想をもっていない」と述べており、この問題に関する労働党内部の足並みは必ずしもそろっていない。

(注7) 食料補助金の支給は現在、パン、バター、チーズ、ミルク、ティーおよび小麦粉に対して行われている。

### ◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利を引上げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, National Westminster, Midland および Lloyds)は5月24日、2月9日以降据置いてきた貸出基準金利を1.5%(National Westminster)ないし1.0%(その他3行)引上げそれぞれ11%ないし10.5%とし、翌25日から実施する旨発表した。同時に7日もの通知預金利も貸出基準金利と同一幅引上げられ7.0%(National Westminster, 1.5%引上げ)ないし6.5%(その他3行、1.0%引上げ)となった。なお、National Westminsterは6月14日以降預貸金利とも0.5%引下げ他行並みとした。

2. 今回の引上げについて各行とも、「英蘭銀行が4月23日に、ポンド防衛のため最低貸出歩合を大幅に引上げた後も借り入れ需要の基調がまださほど強くないことなどにもかんがみ、市場金利の上昇を貸出金利にはね返せられないように努めてきた。しかし、もはや収益面で吸収余力が乏しくなっていたところへ、5月21日最低貸出歩合が1%引上げられた結果、大幅な引上げを余儀なくされたもの」と説明している。

### ◇西ドイツの改正信用制度法発効

西ドイツの改正信用制度法は5月1日発効した。本法律の主要改正点は、大口信用規制の強化および銀行監督局権限の強化等である。改正法案は74年12月、政府によって議会に上程され(50年1月号「要録」参照)、その後、これが若干修正されたうえ(大口信用規制条項を部分的に緩和、2月号「要録」参照)、可決(連邦議会76年1月30日、連邦参議院同2月20日)、成立したものである。

### ◇西ドイツ、7%ものおよび7.25%もの中期国債を発行

西ドイツ政府は5月14~19日、7%もの<(1)>および7.25%もの<(2)>中期国債を入札発行した。本中期国債の応募状況をみると、前回発行時(75年11月下旬)に比べて市場金利が低下しているにもかかわらず、期間3年ものについては表面金利が7%に据置かれたことから、極めて好調であり、発行額は両銘柄合わせて24億マルクと、1回の発行額としては既往最高となった。

本国債の発行条件等は次のとおりである(カッコ内は前回発行時)。

	(1)	(2)
発 行 額	百万 マルク 1,912.9 (608.6)	百万 マルク 496.5 (1,039.1)
表 面 金 利	7 % (7 %)	7.25% (7.75%)
期 間	3年 (3年)	4年 (4年)
発行価格(対額面)	99.6% (98.9%)	99.3% (99.0%)
応募者利回り	7.15% (7.42%)	7.46% (8.05%)

#### ◇フランス銀行、イランの対仏預託金一部引揚げを発表

1. フランス銀行は5月13日、イラン政府が5月3日、対仏輸入協定(注)にかかるフランス銀行への預託金7億ドルのうち2億ドルの引揚げを実施した旨発表した。同行によれば、これによりフランスの対外公的準備残高(4月末88,388百万フラン)は894百万フラン減少したとされている。

(注) 74年6月28日両国政府間で成立。その内容は、(1)フランスはイランに対し84年までの10年間に原子力発電所、地下鉄建設等総額約40億ドルの輸出を行うこと、(2)イランは当面の輸入決済代金に充当するため、フランス銀行に対し、74~77年の3年間に総額10億ドルを3回に分割して預託し(うち74年10月3億ドル、75年10月4億ドルをそれぞれ実施済み)、フランスの対外ポジション改善に協力すること、などを骨子とするものであった。

2. 今回決定の経緯については、一般に次のように伝えられている。すなわち、まずイランは、原油輸出伸び悩み(75年中実績、前年比-7.0%)の反面、大規模な国内経済建設推進に伴う輸入急増(75年中実績、前年比+93.0%)等により、昨年来国際収支の悪化をみ、これを映じて公的对外準備高がかなり減少し(75年末73.6億ドル→76年3月末66.2億ドル)、外貨繰りにも多少の支障を感じられるに至り、かねてフランス当局に対し預託金の引揚げを申入れていた。これに対しフランスは、共同フロート離脱前のフラン買い支えを主因に年初来の4ヵ月間で126億フラン相当の外貨準備を喪失したことから、預託金の引揚げには難色を示していたものの、結局イラン側の事情を無視できず今回申入れに応ずることとしたものである。

#### ◇フランス、商業マージン規制措置の期限を延長

フランス政府は5月11日、現行商業マージン規制措置(注)の期限(5月15日到来)を6月15日まで1ヵ月間延長することを決定した。今次決定は、最近物価上昇が加速しつつあることに対処したものである(背景についての詳細は「国別動向」参照)。

(注) 昨75年11月から実施。商業マージン(仕入価格に対する販売価格の比率により規制)の最高限度を設定するもので、対象品目は約50(50年11月号「要録」参照)。

#### ◇フランス、独占禁止法案を閣議決定

1. フランス政府は5月26日、独占禁止法(「企業集中の規制ならびに不当なカルテルおよび市場支配力濫用の抑止に関する法律<loi relative au contrôle de la concentration économique et à la répression des ententes illicites et des abus de positions dominantes>」)案を閣議決定した。同法案の主な内容は次のとおりであり、近く議会に上程される。

##### (1) 競争委員会の設置

現在の「カルテルおよび支配的地位に関する専門委員会(注1)(commission technique des ententes et des positions dominantes)」を「競争委員会(commission de la concurrence)」に改組したうえ、機能を強化する。すなわち、競争委員会の構成メンバーは従来に比べ拡充され、参事院(注2)(Conseil d'Etat)参事、行政官、司法官、経済専門家、商工業界代表、消費者代表等により構成されるものとする。また機能面では、企業集中に関する審査を行うなどの新しい任務が付加される。

(注1) 1968年に設置された大蔵大臣の諮問機関で、参事院参事、司法官、会計検査院検査官、経済専門家等により構成。その機能は、通常大蔵大臣の諮問に基づいて不当なカルテルおよび企業の支配的地位濫用に関する事案を審理し、その処置について大蔵大臣に意見具申することにある。

(注2) 憲法(37~39条)上に根拠をもつ国家機関で、その機能は(1)政府提出の法律案・政令の作成にあたって政府に助言を行う諮詢機関であるほか、(2)行政裁判における終審裁判所となることである。なお参事院参事(92人)は政府により任免される。

##### (2) 企業集中の規制

合併により当該企業の国内市場占有率が一定限度(水平的合併については40%、垂直的合併については25%)を超える場合、大蔵大臣は競争委員会に諮りその後の答申(avis)を徴した後、当該合併を規制(禁止または条件付認可)することができる(ただし、無条件認可の可能性は排除されない)。

##### (3) 不当なカルテルの結成および市場支配力濫用の抑止

不当なカルテルを結んだ事業者および市場支配力を濫用した事業者に対しては、従来の刑罰(sanctions pénales)の他に新たに過料(sanctions administratives)を科する。過料は、大蔵大臣が競争委員会に諮りその決定する範囲内(上限は5百万フランまたは年間売上高の10%相当額のいずれか高い方)で科するものとする。なおカルテルの適用範囲が一定地域に限られている場合には、簡易手続として、大蔵大臣は競争委員会委員長との協議のみにより過料を科することができます。

##### (4) 原状回復命令

大蔵大臣は本法違反企業に対し、一定期間内に原状(公正な競争状態)を回復するよう命令し、命令違反の

場合には過料を科することができます。

2. フランスの産業政策は従来、企業規模拡大による体質強化にウエイトがかかるており、独占禁止政策についてはまとまった法律体系がなく、主として政令で個別に規制されるにとどまっていた。本法案は、こうした従来の政策姿勢に比べ競争促進的色彩を強く帯びるものである。その背景としては、①このところインフレ再燃の兆しが強まっており過度の物価上昇防止のため競争を促進する必要性が一段と高まっていること、②これまで政府が指導してきた主要産業(自動車、電算機等)における大型合併ないしは再編成が一段落したことなどの事情が指摘されている。なお本法案の作成はすでに3月19日の閣議で承認されていたものである(4月号「要録」参照)。

#### ◇イタリア、対外支払取引に対する保証金制度導入等、

##### 為替管理を強化

1. イタリア為替局(UIC)は5月上旬、イタリア・リラ相場の下落に対処して、概要以下のような為替管理強化措置を決定した。

(1) 対外支払取引に対する保証金制度導入(5月6日通達、即日実施、実施期間3ヶ月)……居住者は、外貨買入れ、非居住者リラ勘定への貸記および外貨預金使用(注)に際しては、その取引額の50%相当額を為替銀行経由でイタリア銀行特別勘定に現金預入(90日間、無利息)しなければならない。

ただし、以下の取引は本制度の対象外とする。

イ. 5月5日現在残高の範囲内における外貨預金使用の対外支払。

ロ. 5月5日現在残高の為銀に対する外貨借入れの返済。

ハ. UIC許可取得済みの渡航(業務・療養・扶養・留学等)費用支払。

ニ. 1973年7月以降預入義務を課せられている対外投資。

ホ. 保険会社・船会社等の保有する特別外貨預金からの支払。

ヘ. 中長期金融機関の政府間合意による借款供与。

ト. 為銀の自己為替取引。

チ. UIC経由の移転取引。

リ. 穀物輸入の支払。

なお、本措置に関し、ECは5月6日、ローマ条約第108条第3項に基づきこれを承認したことを明らかにした。

(注) 外貨預金を使用して対外支払を行う場合に必要な預入金額の算定には、支払当日の公定相場を用いる。

(2) 短期スワップによるリラ資金供給抑制(5月5日通達、同月14日実施)……為替銀行の現行スワップ取引規制の対象外となっていた契約日より2日以上7日以内の短期スワップを規制対象とし、リラ投機資金の供給を抑制する。

(3) 翌日物スワップ(foreign exchange operations with value in the same day and/or the following day)の禁止(5月6日通達、即日実施)……上記(2)同様、リラ投機資金の供給を抑制する。

(4) 外貨建輸出代金の一部外貨借入れ義務の設定(5月6日通達、即日実施)……輸出業者段階の外貨建輸出ユーチューンス(最長通関後120日まで)供与に際しては、輸出金額の30%相当の外貨借入れ(即時市場売却)を義務付け、輸出代金の流入を促進する(ただし1件5百万リラを下回る取引は除外)。

(5) 輸出代金のリラ転換猶予期間の短縮(5月7日通達、即日実施)……居住者外貨預金の預入期間を従来の「貸記日より15日以内」から「貸記日より7日以内」に短縮する。

2. これら一連の措置が採られた背景等は以下のとおり。

イタリアでは4月末から5月初にかけて、内閣総辞職(4月30日)、各種経済指標の悪化(国際・貿易収支赤字増大<3ヶ月分>、卸売物価急騰<3ヶ月分>)等から外国為替市場においてリラ相場が急落し、5月5日には既往最低(1ドル当り917リラ、スミソニアン・レート比-36.59%)を記録し、今次諸措置のうち(1)の保証金制度導入(このうち輸入に関する保証金制度は74年5月から75年3月に実施されていたことから、再導入のかたち)に関しては、政府コミュニケは、「ここ数日来急増しているリラ売投機が為替レートを押下げ、これがひいてはイタリアのインフレーションを諸外国に比しても激化させることのないように採られたもの」としており、また(2)～(5)の諸措置については、これを補完するものと説明されている。なお本措置決定後、リラ相場は若干の反発をみている(5月10日、1ドル当り835リラ、5月末同843.5リラ)。

なおコロンボ蔵相は5月6日、「リラの引続きフロート・ダウンはイタリアの生計費に悪影響を与え、インフレ・為替相場下落の悪循環をもたらす可能性がある。今次措置は、政府のリラ防衛の姿勢を明示するものである。なお今次保証金制度の導入により、輸入水準が変化しないと想定して、国内金融市場から推定4兆リラが吸上げられる見込みであるが、仮にこの目標を下回るようであれば、本措置を補完するための政策を発動する用意

がある」旨語っている。

#### ◇スイス中央銀行、外資流入規制を強化

スイス中央銀行は5月28日、最近における外資流入とスイス・フランの高騰に対処して、スイス・フラン建非居住者債務に対する付利禁止措置<sup>(注)</sup>の適用免除条件を次のように厳格化する旨決定し、6月1日から実施した。

(1) 従来の同措置の適用免除対象は、貯蓄性預金(Spar-konto等)のうち、74年10月31日現在の残高全額および74年11月1日以降の流入分については5万スイス・フラン以下(1口座当り)であったが、これを後者については2万スイス・フラン以下(1口座当り)に引き下げる。ただし、74年11月1日から76年5月31日までに流入した同預金については、1口座当り2万スイス・フランを超えていても、5万スイス・フラン以下であれば、引き続き利子が付される。

(2) 上記免除措置は、1家族につき同一銀行1口座(従来は1人につき同一銀行1口座)に限定される。

(注) 本措置は71年8月導入、74年10月撤廃、同年11月再導入され、75年1月強化されていたもので、貯蓄性預金の一定部分を除き、全債務に対して適用される。なお、スイス・フラン建非居住者債務に対するネガティブ・インタレスト(72年7月導入、73年10月撤廃、74年11月再導入、75年1月強化)については従来どおりであり、月中債務平残が74年10月31日現在の債務残高プラス10万スイス・フランを上回る場合に、その増加分に対して四半期当り10%のcommissionが毎月徴収されている(従って上記付利禁止措置の適用免除対象債務に対しては、ネガティブ・インタレストも適用されない)。

#### ◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は5月31日、基準割引歩合を0.5%引き上げて4.5%(同時に、約束手形割引歩合および担保貸付歩合も各0.5%引き上げて5.0%)とし、6月1日から実施する旨発表した。この変更は本年2月2日の引下げ(4.5→4.0%)以来のものであり、また公定歩合の引上げは1973年12月6日(7.0→8.0%)以来2年半ぶりである。

2. オランダ銀行は、本措置に関し、「最近の国内市場金利の動向にかんがみて決定したもの」とのみ説明しているが、一般には、4月下旬以降E C共同フロート内の最弱通貨となっているオランダ・ギルダー相場(なかんづく対ドイツ・マルク)の動向にも配慮したものと受けとめられている。

#### ◇ベルギー、金融の一部緩和措置を決定

1. ベルギー中央銀行は4月22日および5月19日、以下のような金利の一部引き下げ措置を決定、実施した。

(1) 債券担保貸付歩合

貸付限度わく外高率適用金利……10<sup>(注1)</sup>→9%(4月22日決定、即日実施)。

[なお、貸付限度わく内の貸付適用金利は、従来の水準(7%)で変らず]

(2) 割引歩合

再割引限度わくのうちBわく<sup>(注2)</sup>適用金利……9→8%(5月19日決定、即日実施)。

[なお、再割引限度わくのうちAわく適用金利は変らず(7%)]

(注1) 3月19日に9→10%に引き上げられていた<即日実施>。

(注2) Aわく、Bわくの区別については3月号、4月号「要録」参照。

なお、同行は4月22日、市中金融機関に対する債券担保貸付限度わくを拡大した(即日実施)。

2. さらに、同行は6月2日、3月來市中金融機関に対し行ってきた最低公債保有比率規制<sup>(注)</sup>の撤廃を発表した(即日実施)。

(注) 最低公債保有比率については4月号「要録」参照。

3. 今次一連の緩和措置につきベルギー中央銀行は、「ベルギー経済は年初来ようやく景気の底入れを確認するに至っていたところ、3月中旬、外国為替市場においてベルギー・フランが売投機の対象となつたため、専ら対外的配慮に立つて金融引締措置を余儀なくされた。しかし最近、ベルギー・フラン相場が安定してきたことから、多少の手直しを行つたもの」と説明している。

## アシアおよび大洋洲諸国

#### ◇韓国銀行、支払準備率を一部引下げ

韓国銀行は4月15日、農業協同組合・同中央会に対する支払準備率を次のとおり引下げ、翌16日から実施した(商業銀行分は据置き、単位・%、カッコ内は改訂前)。

要求預金 17 (21)

貯蓄性預金 12 (15)

今次措置は、農漁民の財産形成を支援する目的で4月から実施された「農漁民生活設計準備貯蓄」制度による農業協同組合の収益面への影響を緩和するとともに、営農資金の供給拡大を図るためにとられたもの。

#### ◇インドネシア、ブルタミナの負債総額を発表

インドネシア政府は5月20日、議会に対し国営石油会社ブルタミナの財政問題について報告書を提出した。

(1) 報告書の主な内容

ブルタミナの負債総額は、政府が昨年3月同社再建に着手した時点では約105億ドルに達していたが、その後政府によって実施された各種開発プロジェクトの

規模縮小、不要不急開発プロジェクト契約の破棄、プルタミナが経営する事業の政府部門への移管(注)等の対策によって現在では約62億ドルにまで減少。この負債総額の内訳は次のとおり。

- ① タンカーのハイヤー・パートナーズ  
(用船後買取り)債務……………30億ドル
  - ② 開発プロジェクト関連債務……………19 ヶ
  - ③ 公共事業および商業債務……………13 ヶ
- これを対外債務と国内債務に分けてみると、前者は約53億ドル(ハイヤー・パートナーズを除いた長期対外債務約19億ドル、短期対外債務約4億ドル)、後者は約9億ドル。

(注) これまでにクラカタウ製鉄所をB・T・クラカタウ鉄鋼会社へ、また通信網整備プロジェクトを国営通信会社ブルムテルへそれぞれ移管したほか、今後もブリタ航空(航空機110機以上を保有)を国営のガルダ航空へ移管することなどを予定。

## (2) 背景等

同国では、昨年3月プルタミナの財政危機が表面化したため、ただちに同社対外債務の政府による全面管理、中央銀行による資金援助等の救済措置が打出され、その後も中央銀行により欧米および日本の銀行團から巨額のシンジケート・ローンが導入(75年中総額10.5億ドル)されるなど緊急対策がとられてきたが、基本的には事態の改善が進まず、本年に入ってからも現地では同社債務が90~100億ドルにも上ると報道されるなど信用不安が著しく高まってきた。こうした状況下、同社の対外信用回復を図る見地から、本年3月に約19年間にわたりプルタミナの実権を握ってきたストー総裁を解任したのに続き、今次報告書の発表となったものとみられる。

## ◇フィリピン、邦銀から円建長期資金を借り入れ

フィリピン中央銀行は、5月13日、本年および来年に予想される国際収支赤字を補てんするための海外資金導入計画(総額4.5億ドル(注1))の一環として、本邦銀行グループ(24行(注2))から150億円(約50百万ドル)の円建長期資金を借り入れる契約に調印した。なお、返済期間は7年(うち据置き期間4年)、金利は貸出実行時の本邦長期プライムレートが適用されることとなっている。

(注1) このうち2億ドルについては、本年3月19日米国銀行グループ(Manufacturers Hanover Trust Company, American Express International Banking Corporation, Citycorpを主幹事とする25行)との間ですでに調印済み(返済期間は5年<据置き期間2年>、金利はLIBOR+1.3%)。なお、残り2億ドルについても、本年6月までには欧米銀行グループとの間で調印される予定(Kuhnlöb, Chase Manhattan Bank等を主幹事とする銀行團、Manufacturers Hanover Trust Company, Trade Development Bank等を主幹事とする銀行團との間でそれぞれ1億ドル)。

(注2) 東京、富士(以上主幹事)、第一勧業、三菱、三和、三井、三菱信託(以上副幹事)、住友、東海、太陽神戸、協和、大和、埼玉、北海道拓殖、横浜、北陸、日本興業、日本長期借用、日本不動産、安田信託、三井信託、東洋信託、住友信託、中央信託。

## ◇スリランカ援助国会議の開催

スリランカ援助国会議(世銀主催)が4月27日、パリにおいて開催され(米国、西ドイツ、日本等援助国9か国および国際機関代表が参加)、76年中に75年(コミットメント・ベース、約1.9億ドル)並みの援助を行うことで合意をみた。

スリランカは75年中、干ばつ被害に伴う食糧輸入急増と国際原料品市況低迷を映じた主要商品(ゴム、ココナッツ等)の輸出伸悩みを主因に国際収支悪化と外貨準備減少に見舞れた。このため本会議では、スリランカ側が商品援助を中心に援助拡大を要請したのに対し、債権国側は長期不況に伴う援助余力低下から援助規模を前年並みにとどめたものの、贈与および緩和された条件の援助比率を高めることにした。また、債権国側は同国に対して、輸出促進のほか農業生産増強、国内貯蓄と投資の拡大を図ることを要請。

## ◇スリランカ、為替レート決定方式を変更

スリランカ中央銀行は5月29日、同国通貨ルピーの為替レートについてこれまでの対英ポンド・リンクを廃止し、今後は主要貿易相手国通貨価値の加重平均(通貨バスケット方式)により決定する旨発表した。

スリランカ・ルピーは、72年7月10日以来英ポンドにリンクされ(1英ポンド=15.60スリランカ・ルピー)、その他通貨との為替レートは英蘭銀行発表のロンドン為替市場レートを基準に中央銀行が決定する方式をとっていたが、最近の急激なポンド相場下落によりスリランカ・ルピーの他通貨との為替レートのアンバランスが顕著となつたため、今回の措置がとられたもの。

## ◇パキスタン債権国会議の開催

パキスタン債権国会議(世銀主催)は4月28、29の両日、パリにおいて開催され(米国、西ドイツ、日本等12か国および国際機関代表が参加)、1976年度(76年7月~77年6月)に前年度並みの約7億ドル(コミットメント・ベース)の援助を行うことで合意した。

本会議において、債権国側は、同国が石油危機以後の経済停滞(実質経済成長率73年度+4.4%、74年度+2.6%)に対処して開発金融の拡充(国営企業、農業への融資拡大)、輸出促進(綿糸・布の輸出税撤廃)、農業部門の増産(タルベラダム建設)等に注力していることを評価し、

さらに、累積した対外債務(74年末約54億ドル)の解消のためにこれらの政策を継続する必要性を強調するとともに、今後は特に民間部門の投資拡大、人口増加(年率3%を超える)抑制にも配慮すべきであるとの意見を表明した。パキスタン側は、経済開発促進の観点からプロジェクト援助を中心とする援助量の増大を求めたが、世界不況による先進工業国の援助余力減少もあって、結局前年並みの援助規模にとどまった。

#### ◇パキスタン、綿花の輸出禁止を継続

パキスタン政府は、本年1月以降、洪水被害(昨年9月)による綿花生産の減少を理由に生産量確定までの期限付きで輸出を禁止していたが、5月18日、輸出禁止を76年度産新綿の収穫時期(本年秋ごろ)まで継続し、あわせて從来禁止していた原綿(1インチ以上の長纖維綿)の輸入を許可する旨発表した。

今回の措置は、昨年度の減産(前年度比約2割減)と紡績筋を中心とする国内需要の漸増による原綿不足に対応してとられたものとみられる。

#### ◇豪州、新年度経済方針を発表

フレーザー首相は、5月17日、新年度(76年7月~77年6月)予算編成に当り、財政支出の抑制と税金インデクセーション(tax indexation)の導入等インフレ抑制策を骨子とする新経済方針を発表した。概要は次のとおり。

(1) 新年度財政支出を抑制する(注)。ただし、年金生活者や貧困家庭を保護するための支出および教育部門等への支出は増加を認める。

(注) リンチ蔵相の新年度予算に関する議会演説(5月20日)によれば、当初歳出見積りを26億豪ドル圧縮する方針。

(2) 賃上げと納税額増加の悪循環を緩和するため税金インデクセーション(注)を導入する。

(注) 上記リンチ蔵相の議会報告によれば、消費者物価の年間(前年4月から当該年の3月まで)平均上昇率にスライドして、所得税率別課税区分および控除額を引上げるもの。なお、新政権は労働党政権當時導入された税金インデクセーションが最近ではインフレを高進させているとの判断に立ち、賃金の物価スライド率を抑制する方針を打出していたが、今回の税金インデクセーション導入に伴う税負担の軽減により、労組の過大な賃上げ要求を抑えることをねらったものとみられている。

(3) 本年度から発足した国民簡易保険制度(Medibank)は今後も存続させるが、財源不足の折から高所得者(年収12千豪ドル以上)に対しては保険料率を引き上げる。

#### ◇豪州羊毛公社、買支え価格に変動制を採用

豪州羊毛公社(AWC)は、5月17日、同公社による羊毛の買支え価格について変動制を導入し、相場が現行の

最低価格(250豪セント/kg)を下回らなくとも隨時買支え介入を行い相場の安定化を図ることを明らかにした。

これは、最近、インフレに伴う生産コスト上昇から同国羊毛生産者がAWCによる買支え価格の引上げを強く求めている一方、消費国の需要回復に伴い國際市況が好転している(ロンドン市場価格、75年7月~本年5月+36.6%)ことをながめて、AWCが買支え価格引上げの準備としてとった措置とみられている。

#### ◇ニュージーランド、インフレ抑制強化策を発表

マルドウーン首相は、5月14日、同國の著しいインフレ傾向(消費者物価の前年同期比上昇率、76年3月末17.2%)を抑制する見地から、1年間の賃金凍結、配当率規制、羊毛・食肉の生産者価格に対する課徴金制度などの新経済政策を発表した。概要は次のとおり。

##### (1) 賃金凍結

イ. 賃金の物価スライドについては、本年6月25日までは7%か週給7NZドルのいずれか低い水準を認めるが、6月26日以降1年間は凍結する。

ロ. 閣僚、国会議員、高級公務員、公社役員の給与水準を来年7月9日まで凍結する。

ハ. なお、情勢の変化に対応し賃金の見直しを図るために賃金裁定委員会(委員は政府が労使双方と協議し任命)を設置する一方、社会保障受給者に対しては生計費上昇分を補てんする従来の政策を継続。

##### (2) 配当率規制

企業の支払配当率を、本年7月1日以降1年間、前年並み、または過去3年間の平均支払率または5%のうち最も高い水準を上限として規制する。

##### (3) 羊毛・食肉の生産者価格に対する課徴金制度

イ. 羊毛……政府が最低価格を設定し、相場がそれを超えた場合一律3%の課徴金を課し、その資金で安定基金を創設し、最低価格支持資金に充てる。さらに、政府と生産者の協議により指標価格(trigger price)を設定し、これを上回る価格で取引された場合50%の課徴金を課し、この資金を当該羊毛生産者個人名義の積立金として凍結、相場暴落時に備える。

ロ. 食肉……羊毛と同様指標価格制を設け、相場がそれを上回った場合一律50%の課徴金を課し安定基金とする。

## 共産圏諸国

#### ◇コメコン銀行、1975年中の活動状況を発表

コメコン銀行は、このほど1975年営業報告書を発表し

た。その要点は次のとおり。

- (1) 振替ルーブルによる加盟国相互間の決済額は、域内貿易の拡大、経済協力の進展を映して 669 億振替ルーブル(前年比 27.1% 増、74 年同 10.9% 増)と大幅増加を示した。
- (2) 貸出については、加盟国による西側からの輸入需要の増大を映して、特に交換可能通貨による貸出が中期貸出を中心に好伸、年末残で前年末比 21.7% かた增加した。一方振替ルーブルによる貸出は、短期ものを主体に累計額では前年比 28.1% の大幅伸長をみたが、その大部分が年内に返済されたうえ、既往貸出分の償還もあって、期中純減を示した。このため総貸出残高は 14.8 億振替ルーブルと前年末比 14% の減少となった。
- (3) 預金残高は、26.0 億振替ルーブルと前年末比 1.4% 増にとどましたが、そのうち交換可能通貨によるものは 22 億振替ルーブル(前年末比 28%、74 年末の同 16% 増)と大幅増加をみた。これは同行が外貨資金繰りの困難に当面している加盟諸国への供給を目的に外貨預金取入れに努力したことによるもの。

#### コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

資 産			負 債	
	1974 年末	1975 年末		1974 年末
			1974 年末	1975 年末
現金・預け金	1,365	1,777	払込済資本金	120
(うち預け金)	(1,342)	(1,745)	積立金	36
貸出	1,722	1,481	預金	2,565
什器・備品		1	(うち定期預金)	(2,293)
そ の 他		47	借入金	299
			そ の 他	411
			利 益 金	21
計	3,087	3,306	計	3,087
				3,306

#### ◇コメコン国際投資銀行、1975年中の活動状況を発表

コメコン国際投資銀行はこのほど75年の営業報告書を発表した。その要点は次のとおり。

- (1) 75年末の貸出残高は、5.5億振替ルーブルと前年末比3.0倍の大幅増加となった。これは、主としてソ連(ノボボリインス市)の特殊電気機械生産工場およびガスパイプライン建設、キューバ(かんきつ生産コンビナート)、ブルガリア(低圧コンデンサー生産工場の設備拡充)等向け大口貸出が実行されたことによるものである。
- (2) 一方借り入れは、加盟諸国の資本財輸入の支援を目的

とした西側金融市場からの外貨取入れを中心に増加、同年末残で4.9億振替ルーブルと前年末比4.8倍に達した。

- (3) なお同行の既往融資プロジェクト40件中半数以上がすでに操業を開始しており、その製品の60%が加盟国向けに輸出されている。

#### コメコン国際投資銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

	資 産		負 債	
	1974 年末	1975 年末	1974 年末	1975 年末
現金・預け金	338.8	372.5	払込済資本金	368.4
貸出	186.3	554.5	積立金	18.0
什器・備品	0.3	0.4	特別融資基金	25.0
そ の 他	6.6	15.2	借入金	102.6
			そ の 他	4.3
			利 益 金	13.7
計	532.0	942.6	計	532.0
				942.6

#### ◇ソ連、1975年の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省の最近の発表によれば、1975年の貿易は前年比28.1%増(74年同26.2%増)となり、総額507億ルーブル(同年間の平均レートで換算すると702億ドルに相当)に達したが、貿易収支は輸出伸び悩み、輸入急増から前年(19億ルーブルの黒字)とは様変り、27億ルーブルもの大幅赤字となった。

##### 1. 地域別動向

- (1) コメコン諸国との貿易は、75年初に実施された域内原燃料取引価格の大幅引上げと、それに伴う見返り輸入の増大から、輸出入とも大幅に伸長(輸出入計前年比35.6%増、74年同14.4%増)、貿易全体に占める同貿易のウエイトは再び増大した(74年48.9%→75年51.8%)。

- (2) 対西側先進国貿易については、輸出が西側諸国の景気停滞を映して前年比2.5%の微減ながら、輸入は資本財、穀物を中心同57.8%の激増(74年同33.9%増)を示した。この結果、同貿易収支は前年の1.1億ルーブルの黒字から一転して36億ルーブル(約50億ドル)の大幅赤字となった。

##### 2. 品目別特色

- (1) 輸出では、首位を占めるエネルギー資源が75億ルーブル(前年比42.4%増、輸出全体の31.3%)に著増、うち石油・同製品は59億ルーブル(同35.6%増、130百万トン<同11.9%増>、うちコメコン諸国向け、72百万

トン(同4.2%増)に上った。また機械設備も45億ルーブル(同13.2%増)に増加し、主として社会主義諸国と発展途上国に輸出された。

### 地域別貿易動向

		金額 (億ルーブル)		前年比増減 (△)率 (%)		構成比 (%)	
		1974年	1975年	1974年	1975年	1974年	1975年
総額	社会主義諸国	214.0	286.0	16.7	33.7	54.1	56.4
	うち コメコンク	193.5	262.5	14.4	35.6	48.9	51.8
	先進ク	124.0	158.0	48.7	27.4	31.3	31.2
	発展途上ク	57.7	63.0	23.5	9.1	14.6	12.4
	合計	395.7	507.0	26.2	28.1	100.0	100.0
輸出	コメコン諸国	99.2	134.0	19.3	35.1	47.8	55.8
	先進ク	62.6	61.0	66.9△	2.5	30.2	25.4
	発展途上ク	33.9	33.0	15.4△	2.6	16.3	13.8
	その他とも計	207.4	240.0	31.2	15.7	100.0	100.0
輸入	コメコン諸国	94.4	129.0	9.6	36.7	50.1	48.3
	先進ク	61.5	97.0	33.9	57.8	32.6	36.3
	発展途上ク	23.8	30.0	37.1	25.8	12.7	11.2
	その他とも計	188.3	267.0	21.2	41.8	100.0	100.0
収支(△)じり	コメコン諸国	4.8	5.0				
	先進ク	1.1△	36.0				
	発展途上ク	10.1	3.0				
	その他とも計	19.0△	27.0				

資料：エコノミチュースカヤ・ガゼータNo.19,ソ連貿易統計年鑑1974年版。

(注) 輸出入計数が概数のため一致しない。

### 主要相手国別貿易動向<輸出入総額>

(単位・億ルーブル、%)

	1974年	前年比 増加率	1975年	前年比 増加率
コメン諸国	東ドイツ	43.2	8.8	56.2
	ポーランド	35.8	19.5	48.5
	ブルガリア	29.0	13.7	39.9
	チェコスロバキア	30.3	9.8	39.1
	ハンガリー	22.8	10.6	32.7
	ルーマニア	11.9	5.4	15.3
西側先進諸国	西ドイツ	22.1	82.6	28.0
	日本	16.8	69.3	19.0
	フィンランド	15.4	98.2	17.0
	米国	7.4	△36.1	16.0
	イタリア	11.4	85.2	14.0
	フランス	9.4	30.3	12.0

資料：前表に同じ。

(2) 輸入では、機械設備が90億ルーブル(同47.4%増、輸入全体の33.7%)と著増し、引き続き第1位を占めた。また食品・同原料(対西側諸国、うち穀物19億ルーブル前年比3.6倍、15.9百万トン同2.2倍)、消費用工業製品(対東欧諸国中心)、繊維原料もそれぞれ高伸し、合計123億ルーブル(前年比82%増)に達した。

### ◇チェコスロバキア、第6次5か年計画を決定

チェコスロバキアでは第15回党大会(4月12日～16日)において、第5次5か年計画の執行報告(実績)および第6次5か年計画案が承認決定された。その要点は次のとおり。

#### 1. 第5次5か年計画(1971～75年)の実績

- 生産国民所得は年平均5.7%増加し、計画を超過達成した。
- 鉱工業生産は、年平均6.6%の好伸を示した。これは投資の増大、労働力・原燃料の円滑な供給等により労働生産性が大幅に上昇したためである。部門別には、機械(年平均8.4%増)、化学(同8.7%増)、建設資材(同7.6%増)をはじめ、木材・同加工、紙・パルプ、繊維、窯業等が好伸。
- 農業生産は、労働人口の減少(期中11.7%減)にもかかわらず、単位当り穀物収量の増加や畜産部門の増産等により年平均2.9%増と計画をやや上回った。
- 1人当たり実質所得、小売売上高、住宅建設等がいずれも計画を上回った。しかも消費者物価が期中安定していた(期中上昇率0.3%)こともあり、国民生活水準はかなり上昇した。
- 貿易は年平均7.6%増と計画をやや上回った。これは社会主義諸国との貿易が、年平均8.4%増と計画(同7.4～7.7%増)を上回ったことによるもの。一方、対西側貿易は同6.0%増。

#### 2. 第6次5か年計画(1976～80年)の骨子

- 生産国民所得は、年平均4.9～5.2%増。前5か年計画実績を下回る目標を設定したのは労働力増加率の鈍化に加え、原燃料や投資資金の調達困難化が予想されるためである。
- 鉱工業生産は、年平均5.7～6.0%増。部門別では、機械(年平均8.2～8.6%増)、化学(同6.3～6.8%増)、建設資材(同7.0～7.3%増)に重点を置き、消費財部門の伸びを小幅にとどめている(同4.6%増、前計画実績同6.0%増)。
- 農業生産面では、穀物自給率の引上げおよび畜産の振興を中心課題とし、前5か年計画実績並みの伸び(年平均2.7～2.8%増)を計画。

- (4) 投資は、年平均6.3~6.7%増と前5か年計画実績に比し伸び率が鈍化。産業の近代化、生産性の向上に重点がおかれる計画(労働生産性の上昇によって国民所得增加の90%を確保)。
- (5) 物価安定が重視されているものの、賃金引上げ率が鈍化するうえ、消費財供給も伸び悩むことから、生活水準の向上テンポは低下する。
- (6) 貿易の伸びは、年平均6.2~6.5%増とほぼ前5か年計画並み。経済協力の推進による域内貿易の拡大を見込む(対ソ貿易同8.2%増)一方、対西側先進国貿易については、収支均衡化のため輸出増大に注力するとともに、国内産業の近代化に寄与する資本財等の重点輸入を行う予定。

#### チェコスロバキアの主要経済指標

(年平均増加率・%)

	1966~ 70年 実績	1971~ 75年 計画	1976~ 80年 同実績	1976~ 80年 計画
生産国民所得	6.9	5.1	5.7	4.9~5.2
鉱工業総生産	6.8	6.0~6.3	6.6	5.7~6.0
農業〃*	3.5	2.7	2.9	2.7~2.8
投資総額*	14.3	6.2~6.5	7.6	6.3~6.7
工業労働生産性	5.5	5.4	5.9	5.1~5.2
1人当たり実質所得	5.9	4.5	5.1	4.2~4.6
平均賃金	5.3	2.5~3.0	3.5	2.5~2.8
小売売上高	7.8	5.1~5.4	5.5	4.2~4.6
貿易	6.9	6.3~6.7	7.6	6.2~6.5

(注) \*印は前5か年計画実績比増加率の年平均。

資料:ECE The European Economy in 1975、コメコン統計年鑑ほか。

#### △ハンガリーの第4次5か年計画実績と第5次計画

ハンガリーの党中央委員会の発表によれば、第4次5か年計画の実績と第5次5か年計画の骨子は次のとおり。

##### 1. 第4次5か年計画(1971~75年)の実績

- (1) 生産国民所得は、年平均6.2%増と計画を超過達成した。
- (2) 鉱工業生産は、年平均6.5%増と計画目標をかなり大きく上回った。部門別では、機械(年平均伸び率、8.3%)、化学(同10.5%)、木材・同加工(同8.4%)、電力(同8.3%)等が高伸、織維、鉄鋼等は伸び悩んだ。
- (3) 農業生産は、穀物の大幅増産(年平均生産量11.4百万トン、前5か年実績比36.0%増)を中心に、年平均3.4%増と計画をかなり上回った。
- (4) 国民生活関係では、賃金や小売売上高の伸びが計画を達成したもの、消費者物価は東欧諸国中最大の上

昇幅を記録した(期中上昇率14.6%、年率2.8%)。

- (5) 貿易は年平均15.0%の好伸を示した。このうち社会主義諸国との貿易は、同16.2%増となり、同貿易のシェアは拡大した(70年65.1%→75年68.7%)。一方、対西側先進国貿易は、75年に伸び悩んだため、年平均伸び率は12.5%にとどまった。なお対西側先進国貿易収支の赤字は期中累計約15億ドルに達した。

##### 2. 第5次5か年計画(1976~80年)の骨子

- (1) 生産国民所得の成長率は、年平均5.4~5.7%と前5か年計画実績を下回る。
- (2) 鉱工業生産は、年平均5.9~6.2%増と前5か年計画実績より低下する。部門別には従来同様機械・化学等の増産を重視。
- (3) 農業生産(年平均3.0~3.4%増)では、輸出拡大のねらいもあって引き続き穀物の増産(80年目標14百万トン、75年比17%増)に注力する。
- (4) 投資は総額8,700億フォントで前5か年実績比37%の増加(年平均6.5%増)。部門別配分は鉱工業40%、農業・運輸通信・住宅各12%とされ、鉱工業部門においては既存設備の改善に重点を置く方針。
- (5) 国民生活面では、1人当たり実質所得や小売売上高の伸び率は前5か年計画実績より鈍化する。
- (6) 貿易は、ほぼ前計画並みの伸びを見込み、収支均衡回復のため輸出拡大に注力する方針。また原燃料確保、外貨節約の見地からコメコン諸国との経済協力の推進を計画。

#### ハンガリーの主要経済指標

(年平均増加率・%)

	1966~ 70年 実績	1971~ 75年 計画	1976~ 80年 同実績	1976~ 80年 計画
生産国民所得	6.8	5.4~5.7	6.2	5.4~5.7
鉱工業総生産	6.2	5.7~6.0	6.5	5.9~6.2
農業〃*	2.8	2.8~3.0	3.4	3.0~3.4
投資総額*	n. a.	5.2~6.0	11.2	6.5
工業労働生産性	3.8	4.1~4.4	6.3	5.9
1人当たり実質所得	6.2	4.6~4.9	4.6	3.4~3.7
平均賃金	4.4	3.0~3.4	3.4	2.7~3.0
小売売上高	8.9	6.0~6.3	6.2	5.1~5.4
貿易	9.8	7.0~8.4	**15.0	7.7~8.4

(注) \*印は前5か年計画実績比増加率の年平均、\*\*名目増加率。

資料:ECE The European Economy in 1975、コメコン統計年鑑等。

#### △ブルガリア、外国企業の事務所設置を容認

ブルガリア政府は昨年12月、政令を公布し、外国企業の事務所開設を正式に認めることとし、許可条件、手

統、行動規準等を明文化した(これで、ソ連・東欧諸国とのすべてが外国企業の事務所設置を認めた)。なお、同国の場合その他東欧諸国とは異なり、①事務所開設はInterpred(外国企業の代理販売を主業とする公団)の傘下企業と業務代理契約を締結している外国企業に対してのみ認められ、②同事務所は同公団傘下企業と共同で設置され、その指導・管理下で業務を行う(その他諸国では外国企業は単独で事務所を設置できる)、など制約が厳しいのが特色。

#### ◇ブルガリア、第7次5か年計画を決定

ブルガリアでは第11回党大会(3月29日～4月2日)において、第6次5か年計画の執行報告(実績)と第7次5か年計画案が承認決定された。その要点は次のとおり。

##### 1. 第6次5か年計画(1971～75年)の実績

- (1) 生産国民所得は年平均7.9%増加し、計画を達成した。
- (2) 鉱工業生産は年平均9.2%の高伸。特に機械(同14.8%増)、鉄鋼(同14.3%増)、化学(同11.9%増)、紙パルプ(同16.1%増)等の伸長が目立った。
- (3) 農業生産は、穀物の伸び悩み(72年、75年以外は減産)から、年平均2.1%増にとどまり、計画を未達成。
- (4) 1人当たり実質所得、小売売上高の伸びがいずれも計画を上回ったほか、住宅建設もほぼ計画を達成した。
- (5) 貿易は、年平均16.5%の著増。地域別にみると、対西側先進国貿易の伸びが著しく、この結果75年の社会主義諸国の貿易シェアは約75%(75年計画84%)低下した。

##### 2. 第7次5か年計画(1976～80年)の骨子

- (1) 生産国民所得の成長率は、年平均7.7～8.4%で前5か年計画並み。

#### ブルガリアの主要経済指標

(年平均増加率・%)

	1966～ 70年 実績	1971～ 75年 計画	1976～ 80年 計画
生産国民所得	8.7	7.7～8.4	7.9
鉱工業総生産	11.0	9.2～9.9	9.2
農業 <sup>④</sup> *	4.8	3.2～3.7	2.1
投資総額*	14.8	5.5～6.6	6.6
工業労働生産性	6.7	7.6	n. a.
1人当たり実質所得	5.3	4.6～5.4	5.8
小売売上高	8.7	6.7～7.0	8.0
貿易	10.2	9.9～10.5	16.5
			9.9～10.5

(注) \*印は前5か年計画実績比増加率の年平均。

資料:ECE The European Economy in 1975、コメコン統計年鑑ほか。

(2) 鉱工業生産は、原燃料調達面での制約もあって年平均8.4%増と前5か年計画実績を下回る。部門別には引続き重化学工業を重視、特に機械工業の高伸(年平均伸び率14.9%以上)を見込んでいる。

(3) 農業生産は、前5か年計画の不振のあとを受けて年平均3.7%増とやや高めの目標。

(4) 投資は総額300億レバで前5か年計画実績比42.9%の増大(年平均7.4%増)。生産効率引上げのため、既存生産施設の近代化に重点投資の方針。

(5) 貿易では、年平均9.9～10.5%増と前計画並みの伸びを計画。収支均衡回復を最優先とし、このため機械輸出の拡大に特に注力する方針。

#### ◇中国、1976年春季広州交易会を開催

1976年春季広州交易会は例年どおり4月15日から5月15日まで開催され、中國側の発表によると、期間中、世界各国から約24千人が参加し、成約高は昨年春の交易会を上回った由である。もっとも、西側では今次交易会は、①前回と比べ中國側主要輸出品の供給量減少が目立ったほか、②同国責任者の交渉態度にも従来のような積極さが見受けられなかったこと、などから低調裡に終始したとの見方も有力である。特にわが国の場合には、輸入成約が不調だった昨年秋季交易会並みにとどまつばかりではなく、輸出も欧州諸国の壳込みが響いたことなどから、昨秋の成約高を下回ったものと推定されている。

#### ◇中国銀行、海外取引関係に関するレポートを発表

中国銀行はこのほど同行の海外活動に関するレポートを発表した。その骨子は次のとおり。

(1) 海外取引関係はここ数年一段と強化された。現在コルレス関係を有する外銀数は130か国(600行(1,700営業店)、決済協定ないし双務支払協定を締結している相手国数は40以上)。

(2) 海外支店の取引増加は著しく、現地企業との取引も緊密化。華僑および外銀等からの預金(注)は着実に増加している。

(3) 1968年以来、人民元を対外取引の建値および決済に使用しており、現在海外金融機関等が同行を開設した人民元勘定はかなりの数に上っている。

(注) 同行預金残高(単位・百万元、カッコ内は前年比増加率・%)

71年末 3,228 (19.2)

72〃 3,951 (22.4)

73〃 5,056 (28.0)

74〃 6,306 (24.7)

### ◇北朝鮮、1975年度決算と1976年度予算を発表

北朝鮮では、4月下旬開かれた最高人民会議において75年度(暦年)国家財政決算および76年度同予算が承認された。その骨子は次のとおり。

#### (1) 1975年度決算

イ. 岁入11,586百万ウォン(前年度実績比+15.7%、1ウォンは約150円)に対し歳出11,367百万ウォン(同+17.7%)で、収支じりは引続き若干の黒字(219百万ウォン)。

ロ. 岁出面では、社会・文化・教育費の伸びがやや低め(前年度実績比+15.0%)となった反面、経済関係費(注1)(同+18.0%、うち投資は同+30%)、国防費(歳出の16.4%(注2))の増加が顕著。

#### (2) 1976年度予算

イ. 岁入(前年度実績比+8.0%)、歳出(同+10.1%)とも12,513百万ウォンと例年どおりの均衡予算であるが、近年の拡大ペース(71~75年度決算の平均増加率、歳入16.9%、歳出17.5%)に比べると伸び率はかなり鈍化。

ロ. 岁出では経済関係費が前年度実績比10.4%増とまずまずの伸び(うち重点部門の機械工業向け投資は同倍増)を維持したほか、国防費のウエイトが引続き増大(73年15.4%→74年16.1%→本年16.5%)。

(注1) 同時に発表されたところによれば、75年の工業生産は前年比20%増、穀物生産は7.7百万トン(前年7百万トン)。同年中工業部門で10.74余の新規工事が、またピョンヤン一マドン間およびヒチョン一コイン間の鉄道電化がそれぞれ完成した。

(注2) これから試算すると国防費の伸びは19.7%に上る。